

米憲兵隊員等によるタクシー強盗致傷事件及び在沖海兵隊員の息子による窃盗に関する意見書

去る 3 月、沖縄市内で発生したタクシー強盗致傷事件で在沖米軍の息子 4 人が逮捕され、さらに、強盗致傷容疑で書類送検されていた嘉手納基地所属の憲兵隊員も起訴された。

本市では去る 1 月にも米兵によるタクシー強盗致傷事件、2 月には女子中学生への暴行事件等、凶悪事件が連続して発生しており、特に昨今の不況下の中、まじめに勤務するタクシー乗務員にとっては死活問題であり、地域住民においても不安と恐怖に脅える生活を余儀なくされている。

特に、今回のタクシー強盗致傷事件については、米軍人の犯罪を取り締まる「憲兵隊員」が関与したことは言語道断であり、断じて許せるものではない。

また、4 月 13 日、北谷町の衣料品店で窃盗の容疑で捕まった在沖海兵隊員の息子 2 人を沖縄署の再三にわたる身柄引き渡しと事情聴取の求めに対し、憲兵隊に拒否され、基地内に連行される事態が発生した。

このことについて、憲兵隊司令官は「憲兵隊員の指導・教養を徹底したい」と、非を認めるコメントをしており、警察権の侵害ともいえる今回の憲兵隊の行為については誠に遺憾である。

米軍はこれまで、「綱紀粛正」や「反省の期間」等を実施してきたにもかかわらず、米兵等の占領意識丸出しの蛮行に激しい怒りを覚えるものである。

よって、沖縄市議会は市民の生命、財産、人権を守る立場から、米憲兵隊員によるタクシー強盗致傷事件及び在沖海兵隊員の息子による窃盗に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要求する。

記

1. 被害者への謝罪及び完全な補償をすること。
2. 米軍構成員等の教育を徹底し、綱紀の粛正を図るとともに、事件の再発防止の抜本的な解決策を公表すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 20 年 4 月 30 日

沖 縄 市 議 会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣
外務省沖縄担当大使 沖縄防衛局長